

# 屋外でのごみの焼却は禁止されています

廃棄物を野外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は一部の例外を除き、『**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）**』で禁止されています。

ごみを処分する場合は、家庭ごみであれば「ごみ集積所」に出す、事業者であれば収集業者に委託するなどして適正に処分しましょう。

地域の中でお互いに気を付け良好な生活環境を保つように、皆様のご協力をお願いします。



## 【野焼きの禁止について（『廃棄物処理法』第16条の2）】

野焼きに該当するのは、地面で直接焼却する場合だけではありません。

ドラム缶、ブロック囲い、素掘りの穴、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。

※家庭ごみの焼却は野焼きに該当します。

## 【一部の例外として認められている焼却（『廃棄物処理法』同施行令第14条）】

- (1) 国や地方自治体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の処理
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の処理
- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
例) 寺や神社、地域の行事等における風俗習慣に基づく焼却。
- (4) 農業・林業・漁業でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
例) 農業者が農地管理又は害虫駆除のために行う稲わらや農作物残さ又はあぜ道や用排水路等を除草した刈草等の焼却。
- (5) たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
例) 風呂炊き、暖をとるための薪や木くずの焼却。

ただし、例外行為であっても「周辺的生活環境に影響を及ぼしている場合」「近隣住民から苦情がある場合」は、焼却を中止していただく場合があります。例外行為によりやむを得ず焼却する場合は下記の4点に配慮し、苦情がでないように努めてください。

※役場に「野焼きをしたい」との申請がありますが、役場では許可は出せません。

- ① 煙の量や臭いが近隣の迷惑にならない程度の少量にとどめる。
- ② 風向きや強さ、時間帯を考慮する。
- ③ 草木などはよく乾かして煙の発生量を抑える。
- ④ 近隣住民の理解を得て迷惑にならないようにする。

## 【罰則（『廃棄物処理法』第25条）】

焼却禁止規定に違反すると、廃棄物処理法により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられる場合があります。

問合せ先：吉田町都市環境課 環境部門 ☎33-2102